

会議録

会議の名称	令和3年度(2021年度)第1回豊中市立図書館協議会		
開催日時	令和3年(2021年)7月13日(火曜) 18時~19時45分		
開催場所	豊中市立岡町図書館 集会室	公開の可否	<input checked="" type="radio"/> 不可・一部不可
事務局	読書振興課 岡町図書館	傍聴者数	1人
公開しなかった理由			
出席委員 (敬称略)	藤原 二郎 麻植 昭夫 永富 奈緒美 天瀬 恵子 松田 美和子 岸本 岳文 濑戸口 誠 山本 晃輔 曽我部 和子		
出席事務局	小野教育委員会事務局長 須藤岡町図書館長 虎杖野畠図書館長 川上千里図書館長 西口庄内図書館長 一ノ瀬岡町図書館副館長 伯井岡町図書館副館長 浅尾岡町図書館主査 大平岡町図書館主査		
者その他			
議題	1. 委員の紹介 2. 図書館での読書バリアフリーの取組みについて 3. その他		
審議等の概要 (主な発言要旨)	別紙のとおり		

令和3年度（2021年度）第1回豊中市立図書館協議会 記録

日時：令和3年（2021年）7月13日（火曜）18時から19時45分

場所：豊中市立岡町図書館 3階集会室

出席者：（敬称略）藤原 麻植 永富 天瀬 松田 岸本 濑戸口 山本 曽我部

欠席者：なし

事務局：小野 須藤 虎杖 川上 西口 一ノ瀬 伯井 浅尾 大平 芦田 井内

資料確認

委員紹介

●教育委員会事務局小野事務局長挨拶

第1回豊中市立図書館協議会の開催にあたりまして一言ご挨拶を申し上げます。平素皆様方には豊中市政の推進はもとより図書館行政の推進に格別のご支援、ご協力を賜りまして厚く御礼を申し上げます。また今回から委員にご就任いただきました方々には、円滑な図書館運営に向けて忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げます。

ご承知の通り昨年は、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、市内の図書館の臨時休館を余儀なくされる等、これまで経験したことのない事態となりました。市内の各図書館では閲覧、貸出、返却等、図書館内の全サービスの停止をはじめ、一部サービスを制限した上での運営等、状況に応じて実施可能なサービスを探りながら運営してまいりました。

また、ウェブ上の情報発信や障害児通所支援事業所への臨時配本サービスを実施するとともに、対面朗読やボランティア研修等はウェブ会議システムを利用する等、工夫をして開催してまいりました。図書館職員につきましても、放課後こどもクラブや子どもの居場所事業における見守り業務、また医療従事者のガウンづくりの応援を行う等、様々な業務に従事を致しました。

このような状況の中、昨年度は当協議会をはじめ市民の皆様のご協力の下、『豊中市（仮称）中央図書館基本構想』（以下、基本構想）の策定を致しました。予定しております令和10年の開館に向けて、候補地の選定等鋭意取り組んで参りたいこのように思っている次第であります。

本日は図書館での読書バリアフリーの取り組み等につきまして、ご議論いただきますが、豊中の図書館が市民の皆様に一層親しまれ、利用しやすい図書館となりますよう委員の皆様の忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げましてご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、委員長が決まるまでの間、委員長の職務を代行させていただきます。まず事務局のほうから説明をお願いします。

●事務局

図書館条例第6条第2項で、協議会の委員長は委員が協議して選出することになります。また、同条第5項で委員長に事故あるときは、あらかじめその指定する委員がその職務を代理することになります。それに従い、まず委員長の選任をしていただき、次に委員長から職務代理者を指定していただきたいと思います。なお、委員長の任期は委員の任期によると定められており、令和5年6月30日までとなります。

●小野事務局長

それでは委員長の選任について、ご意見を委員の皆様からいただきたいと思います。自薦、他薦いずれでもかまいません。どなたかご発言願えないでしょうか。

●委員

委員長に岸本委員を推薦したいと思います。

●小野事務局長

他にご意見ございますでしょうか。ないようでしたら、岸本委員に委員長をお願いしたいと思います。

岸本委員長には、この後、ご挨拶と、委員長職務代理者の指名、議事の進行をお願いしたいと思います。岸本委員長、どうぞよろしくお願いいいたします。

●委員長

いま委員長に選出されました。今日はあまり時間がありませんので、特にご挨拶ということも省略させていただきたいと思います。

図書館協議会は図書館法で定められたものでございます。基本的には役割として館長から諮詢されたものについて議論し、それに対して答申を行うということと、もう一つは協議会の場を通じて、図書館の運営について市民、利用者の立場から意見を述べるという役割を期待されています。図書館をよくしていくためには委員の皆様からの活発なご議論これが欠かせないと思いますので、どうぞご協力のほどよろしくお願ひします。

それでは委員長の職務代理者については、瀬戸口委員にお願いしたいと思いますの でよろしくお願いいいたします。瀬戸口委員、一言お願いできますか。

●委員

今後の図書館のあり方について議論していきたいなと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

●委員長

それではお手元の次第にそって議事を進めていきたいと思いますが、ここで少し今期の図書館協議会の運営方法について、委員の皆様にご了承をいただきたいと考えております。

図書館協議会の運営方法についてでございますが、豊中市では原則的に会議は公開しております。今回はオンライン開催の形を取りますが、会議は公開するということで、岡町図書館の会場にはスクリーンを設置し傍聴席を設けております。現在1名の方が傍聴にきておられます。会議はこのような形で公開させていただくことについて、まずは委員の皆様にご了承いただきたいと思います。また、傍聴は10人の定員としておりますが、希望者が定員を超えた場合、傍聴していただく方の人数については、そのときの状況を見ながら、私のほうで判断させていただくということでよろしいでしょうか。なお、傍聴の方にはアンケートをお願いしております。協議会を傍聴されてのご意見等をお伺いし、特に委員の皆様にもお伝えすべき内容のものについてはご報告いたします。

また前回から引き続きの委員の皆様に確認ですが、前回、令和2年度第3回の会議録につきまして、事前送付させていただいたものから特にどの委員からもご意見がありませんでしたので、お手元の記録と同じように概要というかたちで公開させていただきます。なお、今期も同様に、会議録の公開の際には、発言者については個人名を掲載せず委員とのみ表記した上で、公開させていただきますのでよろしくお願ひします。

それでは議題「図書館でのバリアフリーの取組みについて」について事務局から説明をお願いします。

●事務局

では、事務局からご説明いたします。昨年度は、豊中市立図書館における高齢者サービスのあり方について様々なご意見をいただき、また報告書としてまとめていただいたことにまず御礼申し上げます。

さて、今期のテーマにつきましては、事務局としては新しく障害者サービスをテーマに「図書館での読書バリアフリーの取組みについて」ご協議いただけるよう提案させていただきます。

提案の理由としては3点。まず、図書館を取り巻く動きとしまして、令和元年に「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」いわゆる読書バリアフリー法が施行されました。そこで地方公共団体の役割として読書バリアフリーを推進するよう謳われております。そういう社会の要請も高まる中、今後の図書館における障害者サービスを再構築していく必要性を感じております。現時点では、読書バリアフリー法第8条で努力義務として定められています市独自の読書バリアフリー計画の策定は目ざさず、現在の豊中市立図書館における障害者サービスを見直し、改善していく方向性についてご議論いただき、今後豊中のサービスの指針となるものを示していただければと考えております。

次に2点目の提案理由ですが、今年の2月に基本構想を策定しました。その構想において豊中市立図書館の基本コンセプト「つながる わたしの図書館で」をもとに「すべての市民のわたしの図書館へ」「知や情報とつなげる」「未来へつなぐ」の3つの基本方針を掲げております。それをもとに読書バリアフリーの取り組みについてもどのように今後推進していくのか。またこれから施設配置や（仮称）中央図書館について、より具体的な議論となった場合にもこれからご審議いただく内容をそこに反映させていかなければならぬと考えております。

3点目はこれまでの図書館協議会の議論を振り返りますと、障害者サービスについてご審議いただく機会があまりございませんでした。障害者サービスを実施して50年を経過しようとしております。先にお伝えしました図書館内外の環境の変化と合わせて、以上3つの理由から今期は「図書館での読書バリアフリーの取り組み」ということでご討議を進めていただくよう提案いたします。

ここで資料2をご覧ください。今後の議事内容についてご説明いたします。前回の高齢者サービスと同様に図書館の障害者サービスについて現在の状況へのご理解を更に深めていただきたいと考えております。事務局からの説明だけではなく、障害当事者からご意見をいただく機会を持ち、図書館を利用されている方や、図書館を利用されていない当事者からもヒアリングする機会等を通して、現状の理解と課題を認識していただければと考えております。その上で、現状の課題の明確化と図書館サービス全体の中でのバランスを踏まえ、読書バリアフリーの取り組みにつきまして、これからの方針やどのように位置づけていくのかをご審議いただきたいと考えております。なお、今後のスケジュールにつきましては、障害者サービスの現状や当事者のご意見等を集めて、課題を把握していただくとともにご議論を更に深めていただくためには時間が必要かと思っております。また、令和4年度の外部評価も控えていることから場合によっては2年を超える期間でのご審議をお願いすることになるかもしれません。2年を超える場合には次期の委員さんに今期の議論を引き継ぎ、それまでの経過を確認しながら議論を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

す。

●委員長

いま事務局のほうから今期、それから引き続いての議論、流れ、協議会で取り組んでいくテーマについて説明がありました。ただいまの説明につきまして委員の皆さんからご質問、ご意見をいただきたいと思います。テーマの設定についてご質問、ご意見等ございませんでしょうか。

では「読書バリアフリー法」と「読書バリアフリーの取り組みについて」ということを今回の協議会で取り上げるテーマとして設定、ということで進めます。これに関連する事項につきまして事務局から説明をお願いします。

●事務局

それでは「読書バリアフリー法」の説明と、図書館の実施しております障害者サービスについて情報提供させていただきます。令和元年6月施行の読書バリアフリー法の成立により、障害の有無に関わらず、誰もが等しく読書を通じて、文字・活字文化の恵沢を享受することのできる社会の実現を目指していくこととされています。点字図書館や福祉関係者だけにとどまらず、市立図書館や学校図書館においても、読書における障壁を取り除く、読書バリアフリーの環境を実現、推進する役割を期待されております。法律の第9条から第17条にわたって具体的な基本施策が9つにわたり規定されています。これからご審議いただく際にも、特に第9条、第11条、第14条、第15条、第17条については留意しておいていただく事柄になっていると考えております。なお、第7条、第8条に規定されております基本計画等につきましては、国の基本計画が令和2年7月に、大阪府の計画が令和3年3月に、それぞれ策定されているところです。

続いて図書館の障害者サービスについてご説明致します。図書館の障害者サービスとして、昭和48年に対面朗読サービスを開始しております。対面朗読は、利用者と朗読者が向かい合って、朗読者が利用者の代わりに資料を読み上げまして、耳で読書できるようにするサービスです。コロナ禍においては、ウェブ会議システムを用いて、在宅で対面朗読をご利用いただけるような仕組みも導入しました。昭和53年には、点字図書の貸出を開始、当館4階にございます点字図書室に点字図書を収集しています。近年では、点字データそのものを貸し出す等、技術の進歩を追いかけるように提供方法を更新しております。録音資料は、以前はカセットテープに音声を吹き込んだものを提供しておりましたが、近年は録音した音声データをCDに保存して貸し出しています。点字と同じようにデータだけをダウンロードして貸し出す方式も採用しております。録音資料のうち、CDに音声を録音するデイジー図書は再生するための機器、

プレクストークの貸出も実施しております。また、それとは別にマルチメディアディジタル図書というメディアがあり、音声だけでなく、文字や絵や図も収録している資料です。音声に合わせて今、読まれている文字の周囲がハイライトされたり、アニメーション表現が可能であったり、ディスレクシア等活字情報の取得が困難な人に読みやすく工夫されております。大活字本は、今では視覚障害者に限らず、通常の文字の大きさでは見えにくくなつた人でも、読みやすい大きさのポイントで印刷された資料で、このような資料も収集、貸し出しております。郵送貸出は視覚障害者に限らず、身体的な理由で来館が困難な人に対するサービスですが、郵送費用の確保が課題となっております。宅配貸出は同じく、視覚障害者に限らず、身体的な理由で来館が困難な人に貸出資料を宅配するサービスですが、宅配する人員や費用の確保が課題となっております。そして、情報提供やPRですが、新着図書の案内を点字や音声にしてお届けしたり、点字やデジタルデータを扱っている電子図書館であるサピエ図書館や他の関係機関をご紹介したり、サービスの周知も含めて取り組んでおります。その他としまして、学校司書を通じて、障害のある児童や生徒へのサービス、また動く図書館による支援学校や、児童発達センターでの資料の貸出、図書館内での拡大読書器等の読書補助機器の提供や障害者用設備の設置等を挙げております。欄外になりますが、障害者サービス用の資料数を一部記載しております。詳細は豊中市の図書館活動という年報を発行しております、そちらにて利用数等毎年報告しています。

●委員長

では、意見交換に移ります。今回、読書バリアフリーということでテーマを設定しています。公共図書館は基本的にはすべての市民に公開されています。基本構想にもそのように謳われています。公開されているすべての市民の図書館といったときに、施設が誰でも自由に利用できるということだけでは決して十分ではない。図書館の資料や情報を誰もが利用できる形になっていてはじめて、公共図書館であることの意味がでてくるわけです。図書館資料の多くをそのまま利用することの困難な方々がいらっしゃいます。これを確実に誰もが利用できるようにしていくための取り組みが図書館の障害者サービスであり、そのことを進めていくための「読書バリアフリー法」であると考えます。誰もが図書館の資料や情報にアクセスして、利用できる環境を保障していくための取り組みをどう進めていくか。

まず図書館の障害者サービスや「読書バリアフリー法」について質問も含めて、皆さんから順にご意見等を賜りたいと思います。

●委員

プレクストークなど初めて聞く言葉がありました。障害者には子どもから大人まで

いらっしゃいます。読書バリアフリー法は視覚障害者の方を主な対象にしていますが、聴覚障害や身体障害の方、それぞれの特性も考慮しながら考えていく必要性を感じました。

●委員長

説明の中でいくつか専門的な用語もございました。例えば「サピエ図書館」というのは皆さんご存知でしょうか。事務局から説明してください。

●事務局

「サピエ」とは視覚障害者や視覚による表現の認識に障害のある方々が、点字、録音資料を検索したり、そこから点字データ、音声データ等を直接ダウンロードしたり、また地域、生活情報等の情報提供を受けたりもできる視覚障害者情報総合ネットワークのことを「サピエ」と言います。「サピエ」には点字図書館や公共図書館、ボランティア団体、大学図書館等、330を超える施設や団体が加盟しています。その中で、個人会員は15000人ほどが直接に利用されております。更に加盟施設やその他の団体を通して、8万人以上の利用者に対してサービスを実施しているとのことでした。その「サピエ」の提供する点字データは18万タイトル、音声のデイジーデータにつきましては、7万タイトル。各加盟者が提供できる資料、ここに豊中市立図書館も含まれますが、そういうのも合わせると66万タイトル、それだけの規模の中から必要なものを検索して、データをダウンロードしたり、点字資料そのものを取り寄せたり、そういうことができるようなオンラインの図書館が「サピエ図書館」となっております。

●委員長

基本的にオンライン上で運営されている、障害者のための図書館ですね。「サピエ図書館」のような全国的なネットワークを使って、データをダウンロードして利用者に提供する環境が徐々に整いつつあります。障害者サービスを考え直す時期が来ていると感じます。

順にご意見をお願いします。

●委員

読書バリアフリーというテーマで学校現場から感じますのは、授業に参加したり、読書が苦手であったり、そういう児童に対して、読むことの楽しさや知る楽しさを味わわせてあげたい。図書館の障害者サービスの中で、デイジーテクノロジー教科書の紹介という項目もあったように、ソフトの部分でそういう児童に対して、個々の事情に即した支援

を期待しています。

●委員

2点質問します。1点目は、説明資料によると豊中市立図書館の障害者用資料の数は限られています。児童・生徒の興味関心に応えるには心細く感じます。事務局説明にあった「サピエ図書館」など、児童・生徒の広い関心に応えられるシステムが整っていますか。2点目は、本校でも取り組んでいる調べ学習は各教科、多岐に渡って取り入れています。そうした調べ学習で使うような資料も、公共図書館を通じて学校や学校図書館へ提供できますか。

●事務局

まず1点目について、資料に記載させていただきましたのは、豊中市立図書館の持っております障害者用資料の数でございます。委員がおっしゃいましたように多様な読書意欲に応えていくには自館所蔵数では十分ではございません。「サピエ」のネットワークにございます66万タイトルから取り寄せて提供することもできますし、ダウンロードしてきて提供することも可能となっております。現在の環境下では、例えばデイジー図書ならデイジー図書そのものを豊中市立図書館として所蔵するよりも、適宜必要なものをネットワークからダウンロードしてきて、利用スタイルに合った方法で提供する、そのような提供体制を採用しています。

また学校図書館につきましては、学校司書が配置されておりますので、その学校司書との連携で、例えば点字が必要な児童・生徒がいらっしゃるところに関しては、その方に点字図書をネットワークから取り寄せて提供することもございますし、点字のデータ等をそのままメールに添付してお送りして、学校でお持ちの機器を使ってご利用いただけます。ただし、児童・生徒が調べ学習に活用できる資料についてはネットワークを活用しても数は限られていると感じています。

●委員長

例えば点字資料の提供といつても、視覚障害の方すべてが点字を読めるわけではないということですね。それぞれ障害をお持ちの方にあった形での資料提供、これが求められるだろうと。また弱視の方ですと、それぞれの程度に応じて文字の大きさを変えていかなければいけないと。それから委員のお尋ねになった調べ学習等のときに、地図を触って理解する、あるいは人体の模型など様々な触覚教材、しかも視覚障害の方が触って理解できるように作られている教材がたくさんあります。そうしたものまで視野に入れながらの資料提供についても考えていかなければならぬでしょ。

●委員

図書館サービスの幅広さや、いろいろな方に向けて情報発信しているということを感じました。こども園にもいろいろな特性を持った子どもたちがいます。子どもにとって触覚というのはとても大切です。その感触を感じられる絵本や、視覚に訴えられるような絵本など特性に応じて利用しています。図鑑が大好きな子どもが、図鑑の内容と実際の体験とを照らし合わせている様子などもございます。子どもたちの成長にとって大切な図書館の役割というのがよくわかりました。

ただ、初めて聞く用語が多くて、皆さんの説明を聞きながらいろいろ理解している途中という感じです。

●委員

図書館の障害者サービスについて様々な取り組みがされているということを改めて学びました。最近高知のオーテピア（高知図書館・高知声と点字の図書館・高知みらい科学館）に行ってまいりました。様々なバリアを抱えている方々に対して図書館の役割も様々あるのだろうと思います。

「読書バリアフリー法」に触れて障害を持っている人というのはどういう人なのかを改めて考えさせられました。「視覚障害者等」という用語は発達障害も含む幅広い概念であることや、障害の社会モデルを目指すのだということも謳っていました。私は、障害を図書館サービス、情報サービスに接続されてない人、接続しづらい人と捉えています。私たちが障害を作っているのではないか。印刷された活字にアクセスできない人というのはすべて障害を持っている方々なのだろうと考えました。視覚障害だけではありません。発達障害、ディスレクシア等、より幅広い概念だと私も考えたい。

私は自分の研究で外国人の子どもたちに対してデイジー教材を使うことがあります。そうした外国にルーツを持つ人という視点も図書館利用の障害という点から考える必要があるでしょう。コロナ禍にあって考えたのは、ネットミーティングのようにより便利になった反面、そういう情報サービスに接続しやすい人もいれば、しづらい人もいる。そういう格差が改めて見えてきました。

豊中の図書館でもコロナ禍には様々な対応をしてきたと思います。そこで見えてきた課題も、図書館利用の一つの障害ではないでしょうか。一地方自治体の図書館がどこまで対応するかといった問題はありますが、時間がある限り、様々な障害を問い合わせ直すということも必要なのではないかと感じ、考えたところです。

●委員長

委員のご指摘の点について、障害があって図書館資料を利用できない人たちに対する

るサービスをどう考えるか。利用される方に障害があるから図書館の資料が利用できないと考えるのか、図書館の資料提供のあり方に障害があると考えるのか。すべての市民が図書館の資料や情報を利用できるという視点で障害者サービスを考えるにあたっては、その点も議論していく必要性を感じています。

●委員

障害者サービスを考える場合、サービス内容について実はあまり一般に知られていないのではないか。大学で学生と話しをして感じることがあります。PRについても考えていきたい。

また「視覚障害者等」という話もありましたが、図書館の障害者サービスを通じて、社会全体が障害について考える機会をつくっていける可能性を感じます。障害者用資料の充実ということが出版社も含めて取り組むことが法に謳われているのは、そうした面を促進することにつながるのではないかと思います。

さらに「読書バリアフリー法」第十七条にも人材をどう育成していくかという意識を伺えますが、司書課程に直接関わっている身として、こういうデイジー図書等を取り扱えるような人材をどうやって確保していくかということも課題と感じています。

●委員長

社会的バリアという意味では、例えば外国籍の人たちもいるわけですね。図書館の日本語資料、そのままでは利用できない。そういう点では図書館利用の大きなバリアになっています。図書館の多文化サービスは、それぞれの母語で読める資料を提供しています。同時にそのことを通じて、地域の人たちの中にこうした多文化共生についての理解を深めていく面がございます。同様に障害者サービスに図書館が取り組むというのは、地域における障害者の方々との共生につながる。こうした図書館の機能を持つ可能性について、委員のお話を聞きながら考えていたところです。

●委員

誰もが読書ができる図書館というのは本当にいいなと共感します。図書館が読書バリアフリーの取り組みをするにあたっては、障害者用資料の充実とともに、やはりそれを製作する人材や図書館サービスに関わる人材の確保も疎かにできないと思います。基本構想で図書館費の目標を設定している中で、人材面・資料面双方を豊かにしていくのは簡単ではないと感じます。

1点確認します。資料3の郵送貸出と宅配貸出というのはどのようなサービスでしょうか。

● 事務局

郵送貸出はデイジイ図書や点字図書等は費用が発生せず郵送することが可能でして、それらは郵送しています。身体的理由で図書館に直接来館いただけない方で、大活字本や通常の印刷された図書館資料をご利用される方には、郵送料というところの課題がございまして、そういう場合にお住まいの近くの図書館から、職員が宅配という形で届ける運用をしております。

● 委員

資料面で視覚障害用や聴覚障害用というグループ分けはできますが、市民が図書館に来られない理由というのは、この障害があるからこの理由という簡単なものではありません。今回のテーマはとても難しいと感じています。『豊中市子ども読書活動推進計画』に関わる実務者会議での聞き取りでも、図書館に行かない理由は一人一人違いました。みんなが来られるのかというテーマはとても難しいことです。一つ一つニーズを聞いて対応していくのか、法的に何かを整えると支援になるのか、いろいろ考えていきたいと思います。

● 委員長

障害者サービスというのは、成果として量的に測れるサービスではない。数字を追うのではなく、一人一人のニーズに合わせたオーダーメイドのサービスです。それを担う図書館に掛かる負担は非常に大きいと思います。基本構想がある中で、このようなサービスはどのような課題になっていくのかという思いがございます。

もう少し豊中市立図書館の障害者サービスの実情を委員の皆さんに把握していただくことと、実際に障害のある方へのヒアリング。障害の実情やニーズがわからない中で議論のしようがないので、協議会でも取り組めるよう考えます。

● 委員

障害のある子どもや、その親もそうですが、何に困って図書館から遠のいているのか、何に困って本を読む機会が少なくなったのか。ヒアリングを通して把握したいと思います。

● 委員

「視覚障害者等」の「等」に含まれる子どもたちに非常に多くのバリアがあるのでないでしょうか。この「等」というところをどこまでカバーできるか、今後の議論を進める上では大事ではないかと思います。

●委員

そもそもどのような蔵書があるのか、どのようなサービスを受けられるのか、実際に図書館に行けなくなった時に、それらを知るための方策について知りたい。郵送や宅配は図書館にアクセスできた後の話であって、そこに行きつくまでのサービスみたいなものがあれば説明してください。

●事務局

今のご質問については、図書館としても弱点であると認識しています。情報提供やPRについては図書館ホームページで「目や身体の不自由な方へ」というページを設けていることや、定期的に市の広報で新しく入った障害者用資料のご案内をしています。また障害福祉課作成の「障害者福祉の手引き」の中で、対面朗読や点字図書、デイジー図書等のご利用についての案内を出しています。議論の中でご指摘のあった「等」に含まれる方たちに、今お伝えしたことが届いているかというと、非常に心もとないと認識しています。

●委員

子どもに日々携わっている立場として、子育て世代の方々は図書館に出向かない方もおられるということで、どういうバリアがあって、何がクリアできれば足が向けられるのかと考えていました。

本日の話の中で、わからないこともたくさんありますので自分自身も体験してみたい。図書館巡りなどで自分自身も体験するということも考えています。

●委員

障害とはいったい何か？ということをスタート地点に置くことが大事だと思います。どこまで広げて、何でも議論するのか？あるいは図書館が担う役割とは何か？ということは常に考えながら、どんなことができるのかというのを考えていきたい。

もう一つは、図書館の社会教育的役割を改めて議論していきたいと思います。ホームページを見ると、豊中の図書館は多文化サービスや障害者サービスにも取り組んでいます。そういう図書館の日々の努力の中で、それでもどのような障害が生じてしまっているのかという点を職員の皆さんのが声を聴きたい。図書館利用の障害ということを図書館職員がどのように認識しているのかを問うのも大事な視点ではないかと思います。

●委員

私も図書館職員が考えている課題などを知れたらいうことと、障害のある方のヒア

リングというところで、読書に関わって社会に何を知ってほしいかや、図書館に何を求めているかなど協議会を通して知れたらと思います。障害のある方の考え方や、図書館の考え方を率直な意見として知れたらと思います。

●委員

障害のある方のニーズを知ることで、障害者用資料のジャンルや内容を充実させることができます。文学や社会科学などサピエ図書館の資料にも偏りがあるのではないかでしょうか。豊中市立図書館ではどのようなものを蔵書として持っているのかに興味があります。利用者ニーズと合わせることで、利用者が増えるのではないかと思いました。

ホームページ等の告知に頼るだけでなく、障害者を取り巻く私たちも、こういう図書館サービスがあることを知って、伝えていかなければ感じています。ホームページを見るというハードルも決して低くないです。より当事者に伝わる方法を模索していく必要性を感じます。

●委員

ホームページの「目や身体の不自由な方へ」という案内に、機器に備わっている読み上げ機能を使えば、目の不自由な方がうまくたどり着けているのかどうか、本当のところを私も知りたいところです。

またお互いがお互いを知ること。何を知るのかというのはとても大事だと思います。障害者だけではなく誰もが使いやすくなる図書館。ニーズはバラバラだと思いますが、きめ細かく何が必要か、どこを知らなくてはいけないのか。それらを意識して、議論していくかなくてはいけないと思います。

●委員長

豊中市立図書館の登録率は30%ぐらいで、豊中市在住で視覚障害者が何名いるか、その中の何割が対面朗読、郵送貸出、宅配サービスに登録されているかなどを考えると、はるかに低い割合だろうと思います。

本来届くべきところに情報そのものが届いていないことが前提として大きな課題になっているのだと思います。実際のデータなどの情報提供を受けながら、さらに次回以降、議論を深めたいと思います。

では、さいごにその他、事務局からの報告をお願いします。

●事務局

【豊中市立図書館の中長期計画（グランドデザイン）について】

豊中市立図書館の中長期計画グランドデザインについてご報告します。

(仮称) 中央図書館基本構想の策定に際し、グランドデザインの目標設定や進行管理は基本構想に包含する形で継承されることになりました。継承するにあたり、基本構想の第Ⅲ章「豊中市立図書館の現状分析」においてグランドデザインを総括し、その詳細を「資料編」としてまとめています。

これにより、グランドデザインの進行管理は令和2年度で最後となりました。令和2年度グランドデザインの進捗報告は「28のプラン進行管理報告書」と「4つの目標進行管理報告書」にまとめています。

【豊中市立図書館の評価システムについて】

続きまして、豊中市立図書館の評価システムについて報告します。

令和4年度(2022年度)後半に、平成29年度(2017年度)から令和3年度(2021年度)まで5年間の図書館の運営及び取り組みについて外部評価を実施する予定です。外部評価は、図書館協議会の部会として図書館協議会評価部会で評価を実施します。図書館が作成する自己点検報告書と来館者アンケート報告書をもとにご議論いただきます。豊中市立図書館の運営状況に関する評価を報告書としていただき、課題や今後取り組むべき方向性を見出し、業務の改善につなげていくという流れになっております。

評価の基準となる評価項目については、基本構想の中で6つの指標が新たに設定されています。この指標をどのように取り入れて、今までの評価と一体感のあるものができるかというのを考えていく必要があります。令和4年度以後、豊中市の図書館事業を評価する仕組みについて、協議会にてご討議いただけたらと思います。

●事務局

【新型コロナウイルス禍における図書館サービスについて】

今年度のコロナ禍における図書館サービスの状況について報告させていただきます。図書館では、過去の臨時での完全休館による多方面への影響を考慮して、この4月25日に大阪府への緊急事態宣言が発出された際には、返却や予約資料の貸出については継続して実施しました。その間府内では、基本的には外出の自粛が呼びかけられていたため、返却期限や予約本の取り置き期限については一括して延長を行うなどの措置を取りました。6月21日緊急事態宣言解除後は、まん延防止措置に移行しましたが、まずは館内の棚から本を選んで借りていただくことから開始し、7月1日より新聞・雑誌の閲覧や参考室の利用・自習室の提供など一部制限しながらではありますが、集会室の利用なども含めて再開し、段階的にサービスを広げているところです。

●事務局

【岡町図書館の予約資料受取コーナーについて】

岡町図書館の予約資料受取コーナーは7月1日より導入いたしました。図書館9館のうち、予約資料受取コーナーは千里、東豊中、服部、野畠に続き5館目になります。コーナー設置にあたり新たな棚は購入せず、2階貸出室の開架部分を棚として使用しています。設置工事と書架移動のため、6月29日、30日と臨時休館させていただき、作業を行いました。サービス開始日は3連休明けということもあり、利用者数、貸出冊数ともに千里図書館を上回る多くの方にお披露目ができました。

岡町図書館は今までカウンターにて返却、予約受け取り、予約資料の貸出を行っており、セルフ貸出機の利用も含め多くの方々に使い方を案内させていただきました。まだまだ表示など分かりやすくする工夫が必要と感じていますが、まずは現状を報告させていただきます。

●事務局

【『豊中市（仮称）中央図書館基本構想』について】

基本構想につきましては今年2月に策定し、策定経過や策定内容については協議会でも隨時ご報告申し上げておりましたが、今回、新たに就任された委員の方もおられますので、改めまして概要と、直近の動向についてご報告させていただきます。

基本構想の内容については資料5の【概要版】をご覧ください。「つながる。わたしの図書館で。」を基本コンセプトに、（仮称）中央図書館を中心とした新たな図書館網の構築や、社会変化を見据えたサービス提供について方向性をお示ししております。

今年度は、次年度以降に控えます、（仮称）中央図書館の候補地選定等に向けた市場調査や、非来館型サービスの展開に関する検討等を進めております。

基本構想策定後、様々な形で市民の皆様から反応がございまして、まずは関心をお持ちいただいていることに感謝するとともに、図書館としても市民の皆様に今後の動向をお伝えし、基本構想へのご理解をいただけるよう努力を続けてまいります。基本構想の推進に関する状況は、この協議会でも隨時ご報告させていただきますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

●事務局

【ブックプラネット事業について】

今年度のブックプラネット事業のイベント事業についてお伝えします。

コロナ禍の折、対面での事業実施が困難であるため、これまでのビブリオバトルチャンピオンシップ、子ども読書活動フォーラム及び図書館の達人に代わる今年度の予定についてお知らせします。

おすすめの本をゲーム感覚で中学生が紹介しあうビブリオバトルチャンピオンシップについては今年度、各学校で選抜された生徒を一同に会し、チャンプ本を選ぶ形としては実施しないこととしました。その代わりに本の紹介3分、ディスカッション2分、投票によりチャンプ本決定といった公式ルールに関わらず、コロナ禍においても各学校ができる形で「本の紹介達人」として選出することにしています。ご本人・保護者の確認が得られれば代表者による本の紹介の様子を撮影し、図書館で12月～1月に実施予定の「子ども読書活動フォーラム」で上映いたします。

また一昨年度まで実施しておりました公共図書館を使っての調べ学習を行う「知的探究合戦 めざせ図書館の達人」については感染拡大防止に対応した、個人で取り組める内容として「図書館の達人への道」を実施します。学校図書館、公共図書館、家庭において、個人参加で取り組める内容として、ワークシートを作成、希望者についてはその成果物を先ほどの「子ども読書活動フォーラム」で展示する予定です。

事務局からの報告案件は以上です。

●委員長

令和3年度（2021年度）第1回豊中市立図書館協議会を閉会します。